

令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（第一期
（令和7～9年度）調査）委託業務に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（第一期（令和7～9年度）調査）委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

（1）業務名

令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（第一期（令和7～9年度）調査）委託業務

（2）業務内容等

別添仕様書のとおり。

（3）履行期限

令和8年3月31日

3 応募要件

（1）基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（2）設備及び技術力に関する要件

- ①我が国における化学物質の一般的なばく露状況下にあると見込まれる者を対象とした疫学調査を行ったこと、あるいはそのとりまとめを行った業務経験を示すこと。
- ②近年の化学物質に関する動向（化学物質の使用・排出状況、有害性等の知見、社会情勢等を踏まえ、健康リスクが高まっているおそれがあるもの）に関する業務実績を示すこと。
- ③生体試料（血液、尿など）の適切な条件で保存（低温冷凍庫（-80度）、冷凍室（-20度））が可能で、かつそれぞれの試料を適切な保管が行えることを示すこと。
- ④仕様書に記載の化学物質分析に必要な検出下限値で行うことができる設備があること及び類似の業務実績を示すこと。

（3）業務執行体制に関する要件

- ①生体試料中の化学物質を分析した経験のある技術者を3名以上有することを示すこと。
- ②現地調査（調査協力者のリクルート・同意取得等）の経験を有する技術者を2名以上有することを示すこと。
- ③外部の協力者（又は再委託者）に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を受託者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切となる計画を示すこと。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

- (1) 提出先
東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館23階)
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室
TEL: 03-3581-3351 (内線6340)
- (2) 提出方法
持参、郵送又は電子メール(hoken-risuku@env.go.jp)により提出すること。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。
- (3) 受付期限
令和7年6月27日(金)17時00分まで(持参の場合は12時~13時を除く)
- (4) 回答方法
令和7年6月30日(月)までに環境省ホームページの「申請・手続」>「調達情報」>「入札等情報」>委託業務「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

5 提出書類、提出期限等

- (1) 提出書類
 - ① 令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査(第一期(令和7~9年度)調査)委託業務に係る参加希望書類(別添様式参照)
 - ② 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料
- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限
令和7年7月14日(月)17時00分
 - ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4(1)に同じ。
- (3) 書面による提出の場合
 - ① 提出部数
5部
 - ② 提出方法
持参又は郵送(提出期限必着)による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
 - ③ 提出場所
4(1)に同じ
- (4) 電子による提出の場合
 - ① 提出方法
電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
 - ② 提出場所
電子メールの場合:hoken-risuku@env.go.jp
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合:4(1)に同じ
- (5) 提出に当たっての注意事項
 - ① 持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで(12時~13時を除く)とする。
 - ② 郵送する場合は、封筒に「令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査(第一期(令和7~9年度)調査)委託業務に係る参加希望書類在中」と朱

書きすること。

- ③ 提出期限までに到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ④ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- ⑤ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- ⑥ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
- ⑦ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑧ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

8 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和7年7月28日（月）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問合せすることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問合せに適切に対応できるようにすること。提出者が問合せに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかない場合にあっては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札の手続き（総合評価落札方式）に移行する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4(1)に同じ。
- (3) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札の手続き（総合評価落札方式）に移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。

質問書

業 務 名	令和 7 年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（第一期 （令和 7 ～ 9 年度）調査）委託業務		
会 社 名			
住 所			
担 当 者	部署名：氏 名：		
担当者連絡先	T E L：		
	E - m a i l：		
質 問 事 項			

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。